

いたします。

一町長(瀬古清蔵) 八十八号議案につきましてお願ひ申し上げます。先程
私が申し上げました何かの場合にはまたお返し願うという事は不
穏当と恐ろしく取り消します。私が提案した事は先程申しました通
りでございますが、第一番に条例の趣旨を人の通り守るという
事、その次に審議会の結果を尊重する。二番目として私は前
町長として数々の功績を顕彰いたしたく又、後輩として表彰
していただくのが当然と思っております。是れども私の意思を達して
いただくようひさびさお願ひ申し上げます。

二十八番(大野村大) 議長

一議長(前橋正春) 十八番

二十八番(大野村大) ただいまの説明で納得いたしましたか、今後十分
を検討され、又町長としてもはつきりした確信をもってこうい

う問題にわたっていただきたいと思います。

一議長(前橋正春) 二つに二つ質疑を総括いたします。おぼかりいたし

ます。議案第八十七号は原案通り決するに御異議ありま
せんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(前橋正春) 御異議なしと認めます。よって議案第八十八号は

原案通り可決いたしました。

一議長(前橋正春) 日程第十二番生町表彰条例に基く一般表彰について議

案第八十八号を議題に供します。事務局をして議案の朗読を
いただきます。

一議事事務局(野崎重三) 朗読

一議長(前橋正春) 理事者より提案理由の説明を求めます。

一助役(森田幸造) 議案第八十八号について御説明申し上げたいと存じま

す。本乗は田村半平郎代以下五方の方々と福生町表勸米例に基
きまして表勸したいと存じまして、御同意方を求めるものでござ
います。大体み、庁舎建設に用いる御寄附金等のござります
か、このうち株式会社ミエ組だけが関係ありません。整警署の
横を通る道路を舗装をしようとしたらござります。見積りとつ
のり表勸を御願ひするわけでありまして、表勸審査委員会に
おはかりし、その答申に基き、御提案申し上げた次第でございま
す。よろしく御願ひいたします。

議長(市橋千春) このより質疑を行います。

(昇議なしと呼び着あり)

議長(市橋千春) このより質疑を総結いたします。おはかりいたします。
議案第九十八号は原乗通り決するから御昇議ありませんか。

(昇議なしと呼び着あり)

議長(市橋千春) 御昇議なしと認めます。よって議案第九十八号は

原乗通り可決いたしました。

議長(市橋千春) おはかりいたします。日程第十三号道路線の廃止につ
いて並びに日程第十四号道路線の変更については一括上程
するのや一括上程して審議したいと思ひます。このに御昇議
ありませんか。

(昇議なしと呼び着あり)

議長(市橋千春) 御昇議なしと認め、よって日程第十三号道路線の廃止
について並びに日程第十四号道路線の変更についてを一括上程
する事に決定いたしました。

議長(市橋千春) 日程第十四号道路線の変更について議案第九十八号
日程第十四号道路線の変更について議案第九十八号を議題に供
します。事務局として議案の討論をいたさせていただきます。

一、議事事務局（町町董） 謝 絶

一、議長（町町董） 理事長から提案理由の説明を求めます。

一、助役（森田幸造） 議案第九十九号及び第九十号、町道路線の廃止と変更を

ごいいますか、廃止の路線番号は百九十四号線以下で本で、変更

は二百号線の関係でございまして、詳細につきましては担当

課長から説明いたさせていただきます。

一、土木課長（高水水一） 初を案のりしてのや町説明申し上げます。百九

十四号、二百号、三百号、百九号は、いすいも五丁橋の上に都営住

宅の建設中でありまして、そこを一部廃止いたしまして、田地の中

に敷けようとするもので、これにつきましては議案第九十九号と関

連いたしまして、これによりく付け替えという事になつてござい

ます。百九十九号、百九十九号線であり、これは牛車馬の駅から青

梅線に平行して中学校の正面まで、昭和十九年度と聞いています

町、電報事務所の分室がありまして、これを提供していただき、文庫と

いう条件でやつたもので、今までの手配をいましてなつたもので、い

こでやつたわけでありまして、三百三十一号につきましては、図面でお

はかりと聞いていますか、旧都道が終る所は、あつたわけであり、ほとんど現

況に切つては道路の用をはたしてないもので、前から廃止しては

いいという声もありまして、廃止したわけでありまして、五百九十九号

線は、自営会館の上に、八号線から基礎に通ずる道路であります

か、三百三十一号線と同じようにほとんど、社長のようは物になつて

切り、町道として建設し、管理する事は、適當でないというので

関係者から廃止してほしいという声もあつたわけであり、ごい

ます。議案第九十九号の三百号線につきましては、都営住宅の二部

に、方米中の道路をつけ加えたいという事、ごいいます。以上であり

ますか、よろしく町議のほどお願いいたします。

一議長(高橋平春) このより質疑を行います。

(昇議なしと呼び着あり)

一議長(高橋平春) このより質疑を終結いたします。おわかりいたします。
議案第九号、並びに議案第九号は建設委員会に付託し詳細の審議を願う事としたと思っております。このより昇議あり
ませんか。

(昇議なしと呼び着あり)

一議長(高橋平春) 昇議なしと認めます。よつてこのより決定いたしました。
二、尚本件については閉会中の継続審査に付したいと思ひます
か、このより昇議ありませんか

(昇議なしと呼び着あり)

一議長(高橋平春) 昇議なしと認め、このより決定いたしました。

一議長(高橋平春) 日祥第十五福生町監査委員の選任同意について議案第九



号を議題に供します。事務局をして議案の朗読をいたさせます。

一議事録(島田猛) 朗読

一議長(高橋平春) 理事者から提案理由の説明を求めます。

一町長(石川常太郎) 議案第九号でございます。監査委員の村尾四郎
代か一人上の都合により、辞表を提出され、お休みいたしました
か、再三切願いたしました。どうしてもこの事で辞任さいます
したため、今回村野善平氏を切願いたしました。この提案申し上げ
たいでございます。理由といたしましては、議員を二期つとめよう
い、教育委員もこの報酬も詳しいという事でございまして、
是非ともこの案を切願したいと思ひます。

一議長(高橋平春) このより質疑を行います。

(昇議なしと呼び着あり)

一議長(高橋平春) このより質疑を終結いたします。おわかりいたします。

議案第九十号について、これに同意するに附議ありません。

（附議なしと仰る者あり）

（議長（高橋春））附議なしと認めます。よって議案第九十号は同意するに決定いたしました。

（議長（高橋春））日程第十号福生町教育委員会委員の選任同意について、議案第九十号を議題に供します。事務局として議案の朗読をいたさえます。

（議会事務局（島田盛））朗読

（議長（高橋春））理事者から提案理由の説明を求めます。

（町長（石川南太郎））議案第九十号でございますが、現任教育委員会の一員でありまして、福生小学校学区内の方の切り返しで、この委員さんにはなかなかよいのか切願いしていただく。田村利一氏と決定いたしましたので切願いしたわけでございます。

福生町議会

政党内役員という事がございますが、是れとも併任してほしいという申し入れをいたしました。西条市町の会長である田村節議にも切願いしたところ、たしかに併任していいから、でありますのでこの点は切願いしないと思っております。又條崎教育長である、橋本前教育長の後継に教育長として活躍してこられたが、たまたま任期満了となりますので、最も適任と存じまして切願い申し上げた次第でございますので、よく切願いしてほしいと切願いいたします。

（議長（高橋春））このより質疑を行います。

（十八番（大野村大））議長

（議長（高橋春））十八番

（十八番（大野村大））ただいま町長から説明がありました。田村利一氏の場、五月に一人との都合という事や併任していいのは、必ずであり

ますか、たすになつて人の一身上の都合が解決したから又やなと
うように感ずるが、人の目の事についてお聞きしたい。

一町長「石川常太郎」たはいまの御質問でございますか、一身上の都合も解
済さいた事でございます。地区の議員さんからの推せんもあり私も
何うかやましたところ、承諾を得ましたので御提案申し上げた次第
でございます。

一十番「岩田博」議長

一議長「岩田博」十番

一十番「岩田博」本件は申しましては、固くそうにしておりますと田村利
代は人徳町で人格のある人といひますか、本年の十月第一回
定例会に於いて議会運営委員会に同じ同意の議案が出され
たのであります。突如として町長は教育委員選任を辞退され
たのでござります。その時の理由として、政党の役員をしてみたい

一身上の都合という事で、人の後二カ月半しか経つておられ、本日
教育委員選任の同意を仰すという事は町長の信念を疑ひに
くはなりでございます。私は議会運営委員会を軽視してみたいの
はなからうかと思つた。委員長が立場としても本件の同意に
は反対するものであります。

一町長「石川常太郎」私は委員会を決して輕視して知りません。政党の役員
はいけないう事でございますが取り下げたわけですか、たしか
に政党の役員を辞任したから御同意を御願ひしたわけでありませう。

一十番「岩田博」議長

一議長「岩田博」十番

一十番「岩田博」政党の役員をしてみたい事は決然と五項に違反
しますのや正式な文書で見せていただきたいという申し入れを
してみたいかみかたでしょうか。

一助役(森田幸造)への件につきまして、実は政党の役員と申します。か
じうの役員に就任かとお尋ねいたしました。か、西郷支部の
の幹事長をなさうと申すので、か、幹事長の上には支部長かお
うい田村節蔵をなさうと申すのでございませう。私もか教育
委員を初願い申し上げた場合には、田村さんか政党の役員を辞任さ
へて、おういのかじうかという事も、確然しておなかから初願いし、又
確然しておなかからいふのではないと思ひまして、田村先生も病状
にならうと申すので、田村利一さんには確しかに辞任の届けか
さいて、おういという事で、支部長の田村先生も申さいて、おうい事を
町長と確然に行き、田村利一さん辞任の御同意を仰せました。おうい
御同意いたされたかという事、か、かたまりましたので、初願いして
いるものと私は承る次第でございませう。

一十番(若田博) 議長

一議長(若田博) 十番

一十番(若田博) 私は国民党西郷支部というものは、田村先生一人でどう
こうという事はございないと思ひます。辞任するのうには役員会
で決定するものであつたと思ひます。ので、一時保留にするべきだと思
ひます。殊に教育行政の選任に對し、法を侵してまでやらなければ
おなうないという方は、おなうないと思ひます。

一十番(堀野鉄次郎) 議長

一議長(若田博) 十番

一十五番(堀野鉄次郎) 私は、保崎教育長に一言申し上げたいと思ひます。
保崎氏は立派な方であり、しかも助役もなさった方で、町の
ために、非常にか、甚かいただいておなういでありまして、表参審
査委員会におきまして、私も非常にか、いろいろの問題があらつたと思ひ
ます。こゝに、関係いたしましたので、当時保崎氏は助役でありました。

三千円、学校の前後金につぎまして十月三十日に切ぎまして借入
に際しまして篠崎當時助役も一応相談になつて切ぎと聞き及
んでおられます。ここに切かれましたも、止められた瀬田前助長にお
きましてまた川窪助役におきましてもちろいは収入役におきまし
ても責任的立場をとつて切らなければ篠崎氏はなんら大う
う困る表われないおられます。大ういう面に疑念をいだく人であり
ます。まして学校教育行政におきましては最高の責任者で
あります。今日ほど道徳教育、道徳観念とか整ふの切ぎ時代
はないと思ひます。教育を司る長になつてきもの大ういう
ような道義的立場をとらないという事には私は不審であります。
大ういう面に切ぎまして理事長もよくあてまいたゞさいとい
思ひます。立派な方だからというわけには参りません。ものには
大いに訂しルールを切らつてござります。先日の豫明におきま

しても教育長はどちらえいつたのを見えらるやうでした。又青
年團長の田村代は旅行中という事でいなくなつたが、大ういう時に
切ぎまして田村半十郎代に切つては、あの御老体で責任の
重大さを痛感いたしました。役場に立時腹までいたつてはなから
うの、教育長のなさふた事を切固めせ願ひたいと思ひます。教育委員
に選任された時には必ずや又、教育長にならねると思ひます。大
ういう面では篠崎氏の今後の信念を切固めしてから同意をいた
したいと思ひます。

十三番(杉本皆雄) 議長

議長(高橋千春) 十三番

十三番(杉本皆雄) 田村利一氏の教育委員同意方につぎまして切願ひしたい
と思ひます。又の議決におきましては町長から同意方が提案され
ないといつたこと、この事につぎしましては、先程町長が申うさいた

通り、一身上の都合で延期。この、今回再び提案されたという事につ
きまして、一応ここでも選任する事は、おかしいという御意見がありま
した。私は、ついに強硬な反対をするものではないと思っております。一身上の
都合で辞退。この場合、一月、二カ月経って一身上を解消される。
教育委員選任を町長からお願いした場合には、なんらさしつかえ
はないと思っております。大ういう意味に抑えて、ブロックはブロック
として、これを町長に提案するわけであります。大ういう点で
私どもとしては、田村氏が適任者として、提案いたしましたわけ
です。その点、御理解をいたさうなお願いいたします。

二十番(岩田村) 議長

一、議長(副議長兼) 十廿番

二十番（岩田博）今、既に違反してないと言いますか、現実には既に違反して切ります。辞表を出したからやめたというのぐはあり

まさん。党の組織はそう簡単にはぐなるものではないから、はっきりした手続をせよ、それからやっただ方が、良いと思ひます。のび一、保留をいして、いたむ、たいと思ひます。

一十五番(堀野鉄次郎)議長

一、議長(前橋千春) 丁五番

二十五番（増野鉄太郎） 條時代本人の心境をお願ひしたいという事だ、あんな
でも反対というのではありません。殊に教育行政は重大であります。
この人ではなげなばという事でしたら、畢議はありませんが、條時
代の立場とそうも今は全然出なかりません。聞くところによつて、有
十一日、加藤理事長から電話があり、大うう話したのか、承知した
のかと聞いておきます。一応さしてゐないという結果が出たから
うなづかと思ひますか、大うういう面では彼りとなつてなうかの
立場が、あつてはなうか、とあつてます。私はなうという点をわ

